

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

【都道府県等指定権者向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所異動連絡票を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、介護サービス事業所に対し、変更または追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うよう指導すること。

また、新たに追加された届出様式、届出項目等のみならず、既存の届出項目等についても、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となるので、指導の際は留意すること。（詳細は別紙のとおり）

・提出の期限

4月の報酬算定に係る届出の提出期限は4月1日、6月の報酬算定に係る届出の提出期限は通常通り（6月施行サービスについては5月15日）である。それ以降の取扱いの可否については、都道府県等において各国保連合会と相談の上で判断されたい。ただし新規指定事業所においては、伝送ユーザーの払出等国保連合会との手続きが発生することから、準備期間を考慮して早期に対応する必要があることを指導されたい。

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに、様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービス及び6月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、令和6年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

【事業所向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出をしてください。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算アイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 に変更	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出をしてください。
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算アイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」 に変更	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出をしてください。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
13	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「5：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」 「8：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」 「6：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」 「9：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」 を新設	「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	63：介護予防訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出をしてください。
18	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を 「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出をしてください。